12月の各種相談窓口

消費・行政相談

相談名	場所・日時	問合せ
消費生活相談	消費生活センター（市民安全課内）平日 来庁 9時-16時30分 電話 8時30分-17時15分	丹波市消費生活センター☎82-0996 消費者ホットライン ※土日　☎188
行政相談	山南住セ2日、愛育ピア9日、青垣住セ10日、本庁舎14日、春日住セ15日、柏原住セ16日 13時30分-15時30分	総務課 ☎82-1002

人権相談

相談名		場所・日時	予約・問合せ
特設人権相談		春日住セ6日 10時-正午 青垣住セ17日 13時30分-16時	柏原人権擁護委員協議会 ☎72-0176
常設相談		水曜9時-16時 神戸地方法務局柏原支局	
総合生活相談（隣保館相談）	電話	平日9時-17時 ※来館相談可	氷上文化センター ☎82-1064 七日市会館 ☎74-2310
	出張 要予約	柏原住セ10日 ライフピア24日 13時30分-16時	
	夜間 要予約	氷上住セ17日 18時-21時	
女性のための悩み相談（予約優先）		市民プラザ19日 ①13時30分②14時30分③15時30分 ※1回50分	男女共同参画センター☎82-8684
配偶者等からの暴力（DV）相談		平日9時-16時30分	丹波市DV相談支援センター☎86-8730
性的マイノリティ電話相談 要予約		平日9時-16時30分	人権啓発センター ☎82-0242
性的マイノリティメール相談		件名を「丹波市にじいろ相談」として、メールアドレス「tamba-lgbt@qwrc.org」に送信	

医療・健康・年金相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
小児救急医療相談	17時30分-翌8時 土日祝年末年始は8時-翌8時	子ども医療（小児救急医療）電話相談窓口 ☎78-9290
救急医療相談	24時間365日受付 ※電話相談	救急安心センターひょうご ☎#7119
健康・栄養相談 要予約	柏原住セ4日 ミルネ10日 ライフピア15日 春日住セ21日 青垣住セ24日 山南住セ25日 9時30分-11時 ※「減塩相談」同時開催	健康課 ☎88-5082
3月の出張年金相談（予約受付2/1～2/25）要予約	氷上住セ3月4日 11時30分-14時30分 定員12人	西宮年金事務所 ☎0798-33-2944 ※自動音声 ▶1を選択▶2の「職員にご用の方」を選択

福祉相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
もの忘れ医療相談 要予約	第2庁舎22日 14時-16時	高齢者あんしんセンター ☎88-5267
認知症介護者のつどい「ほっと」	氷上住セ25日 10時-正午	
若年性認知症定期相談会	第2庁舎11日 13時30分-15時30分	
福祉まるごと相談	第2庁舎 平日 9時-16時30分	社会福祉課 ☎0800-200-3393（フリーダイヤル）
ニート・ひきこもり相談 要予約	10時-16時 ※出張相談は要予約	地域つながりセンター「ここから」 ☎86-7101
ふくしの法律相談会 要予約	第2庁舎10日 10時-正午	権利擁護支援センター「よりそい」 ☎0120-686-111

雇用・農地相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
出張職業相談 要予約	第2庁舎3日、17日 13時-15時50分	丹ワークサポートたんば ☎74-3660
各種就労相談 要予約	春日庁舎 高齢者キャリア相談9日 若者就職相談10日、24日 ママパパ就職相談11日 高齢者就労相談16日 Uターン就職相談18日 障がい者就労相談25日	
農地相談 要予約	山南住セ・ライフピア14日 氷上住セ・青垣住セ15日 柏原住セ・春日庁舎16日 13時30分-14時	農業委員会事務局 ☎74-1504 ※前日までに予約

市民活動・地域づくり相談

相談名	場所・日時	問合せ
地域活動相談（予約優先）	市民プラザ（月曜休館） 10時-18時	市民活動支援センター ☎82-8683

空き家相談

相談名	場所・日時	問合せ
空き家個別相談会（予約受付12/4まで）要予約	春日住セ12日 13時30分-15時30分	都市住宅課 ☎74-2364

法律相談

相談名	場所・日時	問合せ
行政書士無料相談	柏原住セ5日 13時30分-16時	県行政書士会摂丹支部 ☎090-3628-0608（勝部）
無料登記法律相談	柏原住セ17日 13時30分-16時	常石司法書士事務所 ☎86-0772 共催／県司法書士会たんば支部・県土地家屋調査士会但馬支部

くらしとお金の相談会

ファイナンシャルプランナーが家計改善や将来の生活設計をアドバイスします。必要に応じて、専門の相談窓口に繋ぐサポートも行います。

時 11日、23日13時-16時　所 第2庁舎　申 電話予約
問 0800-200-3393（丹波市福祉まるごと相談）

ID 10414

12月は「障害者週間」・「丹波市手話言語週間」

12月3日から9日は「障害者週間」

国民の間に障がい者の福祉についての関心と理解を深めることを目的とした週間です。
12月3日から市の公共施設などに啓発グッズを設置・配布しますので、ぜひお使いください。

12月19日から25日は「丹波市手話言語週間」

市では手話が言語であることを理解し、誰もが社会参加できる心豊かな社会を目指し、手話の理解促進と普及に取り組んでいます。
期間中は中央図書館で手話に関する書籍を展示します。子ども向けの書籍の展示もありますので、親子そろって来館ください。この機会に手話への理解を深めましょう。

ちーたんの ちょこっと手話
『 寒い・冬 』

ちーたんと一緒に季節の手話を覚えよう‼



握った両手を胸の前あたりに置き、震わせる。
(寒さで震える様子を表しています)
撮影協力：手話サークルまつぼっくり

問 障がい福祉課（市役所第2庁舎内）☎ 88-5262

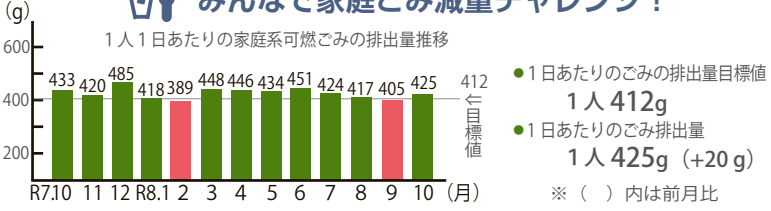
3R リデュース　リユース　リサイクル

Re ～そのまま出すと危険～

刃物類などの出し方に悩んだことはありませんか？

不要になったカッター・カミソリ・包丁等の刃物類を「そのまま袋に入れて出すのは持ち運ぶ際に危険だな」と感じる人も多いのではないでしょうか。リサイクルのための選別は手作業で行っています。カッターやカミソリなどの刃物類は、新聞などにしっかり包んで安全に金属類で出してください。
また、食品ラップの刃には金属のものやプラスチックのものがありますので、箱から取り外して分別してください。
在宅医療で使われた注射器等の鋭利なものは、医療機関や薬局を通じて廃棄してください。
安全に正しくごみを廃棄しましょう。

みんなで家庭ごみ減量チャレンジ！



●1日あたりのごみの排出量目標値
1人412g
●1日あたりのごみ排出量
1人425g（+20g）
※（ ）内は前月比

問 環境課（クリーンセンター内）☎ 78 - 9999

消費生活NEWS

著作権に配慮を

著作権とは、作品（著作物）を創作した人に与えられる権利です。創作した人が作品を財産として使用料を受け取ることができる権利と、その人の人格を守るための権利があります。
著作権は、作品を創作した時点で自動的に発生します。小説や漫画、絵画、テレビ番組のほか映画、音楽などの、あらゆる作品に著作権があります。権利を持つ人の許可や承諾を得ずに勝手にコピーをして売ったり、インターネットなどで他の人が見たり聞いたりできる状態にすると、著作権の侵害になる可能性があります。
ＳＮＳや動画共有サイトなどで発信をする前に、その情報や投稿内容が著作権に配慮した内容であるかをよく確認しましょう。

ID 12358

問 消費生活センター（市民安全課内）☎ 82 - 0996

←市ホームページのID検索で詳細情報にアクセス